こどもの性被害を防ぐために

保存版

# 保護者の皆さまにお願いしたいこと

## 1 こどもの権利について知ること



こどもの権利を学ぶことで、こどもは、危険に対して「いや」と言いやすくなると考えられます。

保護者の皆さまも、こどもたちと一緒に**こどもの権利についてご理解をお願いします**。

参考パンフレット

ちかごろよく聞く　こどもの権利って！？
（こども家庭庁）

URL:https://www.cfa.go.jp/policies/childrights

「生命（いのち）の安全教育」

こどもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教材です（文部科学省）。

URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html

## 2 こどものサインに気づくこと



こどもは、性暴力を受けても、被害を訴えることが難しいケースが多いです。

**こどもが見せるサインを見逃さない**よう、日頃からこどもの様子に目を配ってください。

参考パンフレット

こどもたちのためにできること
～性被害を受けたこどもの理解と支援～
（内閣府・こども家庭庁）
URL:
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html#child
※ サイト下部に当該パンフレットがございます。

## 性被害に関するご相談はこちらへ

こどもから被害の相談があった場合、異変を感じた場合、
相談してよいかわからない場合でも、悩まず相談してください。
誰からの相談かや、相談の内容に関する情報は、厳格に取り扱います。
相談したことで、不利益を受けることはありません。

・香川大学教育学部附属坂出小学校　こども性暴力相談窓口（山路・毛利）
（Tel：0877－46－2692　　Mail：sakaide-l@kagawa-u.ac.jp）

・教職員による性暴力が疑われる事案については、以下の窓口においても受付しています。
香川大学コンプライアンス通報窓口https://www.kagawa-u.ac.jp/compliance_kw/

こども性暴力防止法の詳細については、
こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。
URL:https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

こども性暴力防止法　検索

こどもまんなか
こども家庭庁

こどもの性被害を防ぐために

# 香川大学教育学部附属坂出小学校の取組

## ◆こども性暴力防止法に基づき取り組んでいます

「性暴力」には、犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な言動」なども含まれます。

**＜「性暴力」の例＞**

不同意性交、性的部位への接触、わいせつな言動、児童買春、児童ポルノ撮影・所持、のぞき、盗撮　等

### 起こさせません、見逃しません

- 面談・アンケート
- 相談窓口の設置
- 従事者への研修

などを実施しています。



### 職員の性犯罪前科を確認しています

（＊）法施行（令和8年12月25日）後順次

性犯罪前科がある職員は、
性暴力のおそれを踏まえ、
こどもと接する業務に
従事させません。



（個別の確認結果は　法律上お伝えできません。）

## ◆ 香川大学の教職員は「不適切な行為」は行いません

### 性暴力につながる「不適切な行為」として、次の行為を定めています

- 児童等と私的な連絡先（SNSアカウント、オンラインゲームのアカウント、メールアドレス等）を交換し、私的なやりとりを行う
- 休日や放課後に、児童等と二人きりで私的に会う
- 保護者の承認がないまま、児童等の自宅等で二人きりになる　　など

「国立大学法人香川大学児童対象性暴力等対処規程」において不適切な行為を定めています

## ◆万が一、性暴力の事案が発生したら

こどもを守ることを最優先に、関係法令やルールに基づき、事実の確認やこどもの保護に組織として全力で対応します。また、日頃からそのための体制を整えています。

事案の概要は、原則として、事案にかかわっていない保護者の皆様にも、ご説明します。

ただし、事業者の対応に遅れや混乱が生じたり、二次被害等が生じることを防ぐため、必ずしも事案の発生直後に説明を行わない場合があります。ご理解をお願いします。

## お願い

## うわさを立てたり、広めたりしないようお願いします

性犯罪歴や性暴力の疑いなどの情報は、個人の重要なプライバシーに関わります。

性暴力の被害のうわさが広まると、被害を受けたこどもやその家族を大きく傷つけ、二次被害につながります。



⚠ このようなプライバシーにかかわるうわさを流した場合、法律に定める刑罰や、損害賠償の対象となる可能性があります。